# 公　告

## 諸　事　項

### 押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官
平成24年検第27677号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑事件（平成26年領第3140号）　1．現金等744,050円
平成24年検第27677号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑事件（平成24年庁外領第8855号）　1．キャッシュカード４枚。2．メンバーズカード１枚。3．通帳等１通。4．封筒２枚

横浜地方検察庁検察官
平成25年検第2390号住居侵入、窃盗被告事件（平成25年領第2653号）　1．現金10,400円。2．外国紙幣22枚。3．ビール券18枚。4．ギフト券８枚。5．図書カード１枚。6．商品券39枚と２冊。7．ペンダント１本。8．ネックレス２本。9．封筒４枚。10．茶封筒３枚。11．チャック付ビニール袋２枚

千葉地方検察庁検察官
平成26年検第100291号関税法違反被告事件（平成26年領第85号）　1．現金131,000円。2．深緑色ブリーフ等１袋

大阪地方検察庁検察官
平成25年検第6476号住居侵入、強姦、窃盗被告事件（平成25年領第4611号）　1．財布１個。2．封筒２通。3．ギフトカード60枚。4．商品券30枚。5．文具券１枚。6．ジェフグルメカード１枚。7．手袋３双。8．軍手３双。9．外国通貨（米国300ドル）。10．ビニール傘２本。11．図書カード10枚。12．クオカード５枚。13．LagareCard２枚。14．お買い物券１枚

名古屋地方検察庁検察官
平成26年検第101051・101052号住居侵入、窃盗被告事件（平成26年領第2674号）　1．腕時計15個。2．数珠２個。3．ネックレス17個。4．ブレスレット１個。5．ピアス11対。6．指輪４個。7．財布２個。8．ブローチ３個。9．手提げかばん１個。10．商品券12枚。11．ペンダントトップ２個。12．ギフト券25枚。13．招待券６枚。14．図書券１枚。15．商品券お内渡票１枚。16．クオカード２枚。17．図書カード２枚。18．クーポン券１綴。19．ポイント券４枚。20．チケット入れ１枚。21．キーケース１個

福岡地方検察庁検察官
平成26年検第6201号死体遺棄被疑事件（平成26年領第2650号）　1．人骨多数片。2．レジ袋１枚。3．ポリ袋２枚。4．陶器片多数片。5．ごみ袋１枚。6．手提げ袋１枚

鹿児島地方検察庁加治木支部検察官
平成26年検第100122号常習累犯窃盗被告事件（平成26年領第108号）　1．ネックレス４本。2．ブレスレット１個。3．ネクタイピン２個。4．指輪１個。5．ペンダント２個。6．バッジ２個。7．エンジンキー３個。8．鍵１個。9．腕時計７個
平成26年検第100062号常習累犯窃盗被告事件（平成26年領第47号）　1．テレホンカード３枚

山形地方検察庁米沢支部検察官
平成26年検第100017号詐欺被告事件（平成26年領第27号）　1．携帯電話機１台。2．タブレット端末１台「以上受還付人兼子久美」3．携帯電話機１台「受還付人吉田有美子」4．携帯電話機１台「受還付人青山由美」5．携帯電話機１台

### 国営幌加内土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営幌加内土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年 11 月 12 日

農林水産大臣　西川　公也

1　縦覧に供すべき書類の名称
　国営幌加内土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
2　縦覧期間
　平成26年11月13日から平成26年12月11日まで
3　縦覧場所
　北海道雨竜郡幌加内町事務所

### 国営新鵡川土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営新鵡川土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年 11 月 12 日

農林水産大臣　西川　公也

1　縦覧に供すべき書類の名称
　国営新鵡川土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
2　縦覧期間
　平成26年11月13日から平成26年12月11日まで
3　縦覧場所
　北海道勇払郡むかわ町事務所

### 国営新濃尾土地改良事業計画の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき、国営新濃尾土地改良事業（農地防災）計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年 11 月 12 日

農林水産大臣　西川　公也

1　縦覧に供すべき書類の名称
　国営新濃尾土地改良事業変更計画書（農地防災）の写し
2　縦覧期間
　平成26年11月13日から平成26年12月11日まで
3　縦覧場所
　岐阜県岐阜市、羽島市、各務原市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、愛知県名古屋市北区、同市西区、同市中川区、同市港区、一宮市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、あま市、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡大治町及び同郡蟹江町各事務所

### 国営濃尾用水土地改良事業計画の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき、国営濃尾用水土地改良事業（維持管理）計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年 11 月 12 日

農林水産大臣　西川　公也

1　縦覧に供すべき書類の名称
　国営濃尾用水土地改良事業変更計画書（維持管理）の写し
2　縦覧期間
　平成26年11月13日から平成26年12月11日まで
3　縦覧場所
　岐阜県岐阜市、羽島市、各務原市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、愛知県名古屋市北区、同市西区、同市中川区、同市港区、一宮市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、あま市、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡大治町及び同郡蟹江町各事務所